

保護預り規定（封緘預り）

新・旧対照表 ※赤字アンダーラインが改正箇所

令和2年4月一部改正

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">保護預り規定（封緘預り）</p> <p>第1条 保護預り品の内容物の範囲</p> <p>（1）この保護預りでは、次に掲げるものを封緘したうえ預けて下さい。</p> <ol style="list-style-type: none">① 公社債券、株券その他の有価証券② 預金通帳、証書、契約証書、権利証その他の重要書類③ 貴金属、宝石その他の貴重品④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの <p>（2）当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは保護預りをおことわりすることがあります。</p> <p>第2条 契約期間等</p> <p>この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p> <p>第3条 手数料</p> <p>（1）この保護預りの手数料は、当金庫所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割り計算により支払って下さい。</p> <p>（2）手数料は諸般の情勢による変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>（3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌日から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。</p> <p>第4条 保護預り品の受け渡し</p> <p>保護預り品（封緘預り品）をお受け取りの時は、保護預り証書の受領欄にご署名のうえ、届出印によりご押印のうえ、保護預り証書をご提出ください。当金庫は、保護預り 証書と引換えに、その保護預り品をご返還します。</p> <p>第5条 届出事項の変更等</p> <p>（1）保護預り証書や印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、住所その他の届け出事項に変更があったときは直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>第6条 保護預り証書、印章の喪失時の取り扱い</p> <p>保護預り証書または印章を失った場合の保護預り品の受け渡し（返還）または保護預り証書の再発行は、当金庫所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、又、保証人を求めることがあります。</p> <p>第7条 印鑑照合</p> <p>保護預り証書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の受け渡し（返還）その他の取り扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>第8条 損害の負担等</p> <p>（1）災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の受け渡し（返還）に直ちにに応じられない場合であっても、このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）前項の事由による保護預り品の内容物の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。</p> <p>（3）預け主の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。</p>	<p style="text-align: center;">保護預り規定（封緘預り）</p> <p>1. 保護預り品の内容物の範囲</p> <p>（1）この保護預りでは、次に掲げるものを封緘したうえ預けて下さい。</p> <ol style="list-style-type: none">① 公社債券、株券その他の有価証券② 預金通帳、証書、契約証書、権利証その他の重要書類③ 貴金属、宝石その他の貴重品④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの <p>（2）当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは保護預りをおことわりすることがあります。</p> <p>2. 契約期間等</p> <p>この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p> <p>3. 手数料</p> <p>（1）この保護預りの手数料は、当金庫所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割り計算により支払って下さい。</p> <p>（2）手数料は諸般の情勢による変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>（3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌日から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。</p> <p>4. 保護預り品の受け渡し</p> <p>保護預り品（封緘預り品）をお受け取りの時は、保護預り証書の受領欄にご署名のうえ、届出印によりご押印のうえ、保護預り証書をご提出ください。当金庫は、保護預り証書と引換えに、その保護預り品をご返還します。</p> <p>5. 届出事項の変更等</p> <p>（1）保護預り証書や印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、住所その他の届け出事項に変更があったときは直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>6. 保護預り証書、印章の喪失時の取り扱い</p> <p>保護預り証書または印章を失った場合の保護預り品の受け渡し（返還）または保護預り証書の再発行は、当金庫所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、又、保証人を求めることがあります。</p> <p>7. 印鑑照合</p> <p>保護預り証書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の受け渡し（返還）その他の取り扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>8. 損害の負担等</p> <p>（1）災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の受け渡し（返還）に直ちにに応じられない場合であっても、このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）前項の事由による保護預り品の内容物の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。</p> <p>（3）預け主の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。</p>

第9条 解約等

(1) この契約は、預け主の申し出により、いつでも解約することが出来ます。この場合、保護預り証書の裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ保護預り証書を提出し、保護預り品を引き取ってください。尚、保護預り証書または届出の印章を失った場合に解約するときは、この他第6条に準じて取り扱います。

(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することが出来るものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 預け主が手数料を支払わないとき
- ② 預け主について相続の開始があったとき
- ③ 預け主の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物に変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由が生じたとき
- ⑤ 預け主がこの規定に違反したとき

(3) 以下の各号の一つにでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの契約を停止し、または契約者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

- ① 契約者が契約開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前3項による保護預り品の引取り手続が遅延したときは、遅延損害金として、解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの属する月までの手数料相当額を月割り計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を引取り日に第3条第1項に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項または第2項による保護預り品の引取手続きが3か月以上遅延したときは、当金庫は開封のうえ保護預り品の内容物を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。

(6) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは当金庫からの請求が有り次第支払ってください。

第10条 保護預り品の一時引取り等

(1) 保護預り品の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当金庫が保護預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(2) 前項の事由が生じたときは、当金庫は預け主にあらかじめ通知することにより当金庫の本支店または当金庫が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

第11条 緊急措置

法令の定めるところにより保護預り品の内容物の開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保護預り品の異変等緊急を要するときは、当金庫は開封し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については 当金庫は責任を負いません。

第12条 譲渡、質入れ当の禁止

この契約による預け主の権利および証書は譲渡または質入れすることはできません。

9. 解約等

(1) この契約は、預け主の申し出により、いつでも解約することが出来ます。この場合、保護預り証書の裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ保護預り証書を提出し、保護預り品を引き取ってください。尚、保護預り証書または届出の印章を失った場合に解約するときは、この他第6条に準じて取り扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することが出来るものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 預け主が手数料を支払わないとき
- ② 預け主について相続の開始があったとき
- ③ 預け主の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物に変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ③ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由が生じたとき
- ④ 預け主がこの規定に違反したとき

【左記、「貸金庫・夜間金庫・保護預り共通規定」より】

(3) 前2項による保護預り品の引取り手続が遅延したときは、遅延損害金として、解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの属する月までの手数料相当額を月割り計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を引取り日に第3条第1項に準じて自動引落しすることができるものとします。

(4) 第1項または第2項による保護預り品の引取手続きが3か月以上遅延したときは、当金庫は開封のうえ保護預り品の内容物を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。

(5) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは当金庫からの請求が有り次第支払ってください。

10. 保護預り品の一時引取り等

(1) 保護預り品の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当金庫が保護預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(2) 前項の事由が生じたときは、当金庫は預け主にあらかじめ通知することにより当金庫の本支店または当金庫が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

11. 緊急措置

法令の定めるところにより保護預り品の内容物の開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保護預り品の異変等緊急を要するときは、当金庫は開封し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

12. 譲渡、質入れ当の禁止

この契約による預け主の権利および証書は譲渡または質入れすることはできません。 以 上

幡多信用金庫

第13条 反社会的勢力との取引拒絶

この契約は、第9条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの契約の開設をお断りするものとします。

第14条 成年後見人等の届出

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届け下さい。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第15条 取引の制限

(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、別途期日を定めて各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(2)第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(3)日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって届出してください。届出のあった在留期間が経過し、正当な理由もなく別途定める期日までに新しい在留期間の届出をしていただけなかったときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(4)前3項に定めるいずれかの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。

第16条 規定の改定

この規定の内容については改定することがあります。改定をする場合、当金庫は、預金者に対し、改定内容を記載した店頭ポスタ

【反社会的勢力との取引拒絶】

この契約は、以下の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの契約の開設をお断りするものとします。

（解約等） 【下記、（解約等）は第9条へ移行】

以下の各号の一つにでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの契約を停止し、または契約者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

①契約者が契約開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

新 設

新 設

新 設

一またはホームページ等にて掲示する方法その他当金庫所定の方法によりこれを通知します。変更後に預金者がこの預金口座を利用した場合は、当該改定について承諾したものとみなし、以後、改訂後の規定を適用するものとします。

第17条 規定の準用

この規定に定めない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

以 上

新 設

以 上